

■ 情報通信機器を用いた診療について

当院では情報通信機器を用いた診療を行うにつき、以下の体制を整備しております。

- 1.保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「オンライン指針」という。）に該当しており、事後的に確認が可能な場所を実施します。
- 2.対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有しています。
- 3.患者の状況によって当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応いたします。
- 4.情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいません。

2025年4月1日
医療法人社団高邦会高木病院
病院長



医療法人社団 高邦会

高木病院